

ひょうごケア・アシスタント推進事業（訪問介護版）の実施

1. 事業の目的

高齢者・女性等の地域住民（一般県民）が、訪問介護事業所や定期巡回サービス事業所において、短期間（3ヶ月）・短時間（3時間）で生活援助サービスの補助的業務を職場体験（雇用契約必須）してもらい、介護現場に多様な人材の参入を促進するとともに、雇用期間終了後、正式雇用につなげることで、訪問介護員の確保を促進します。

2 事業の内容

（1）ケア・アシスタント（CA）の仕事と働き方

- ・ケア・アシスタントとは、各事業所において雇用され、職場体験業務に従事する職員をいいます。
- ・各施設において、説明会を開催した後、施設が定める計画に基づき短期間・短時間勤務でOJT研修を行い、職場や業務に慣れていただきます。
- ・終了後は、本人と施設で話し合い、介護職員として引き続き業務に従事（この場合は、介護職員初任者研修の受講が可能【上限35,000円の補助あり】）するなど、今後の働き方を決めていただきます。

（2）業務内容（※）について

- ・ケア・アシスタントが従事する業務は、身体に負担の少ない生活援助サービス（掃除、洗濯、ベッドメイク、買い物等）の補助的業務で、対象者は経験資格不問、年齢不問となっています。

■職場体験する補助的業務:利用者の同意を得た上で実施可能な業務

| 補助対象事業所 | 実施可能な業務 |
|------------------------|--|
| 訪問介護事業所 定期巡回サービス事業所 | 保険外サービス業務 ※生活援助サービス（見守り、掃除、買い物等）業務のうち訪問介護員の補助的な業務 |



※保険外サービスとして職場体験に従事するため、保険給付対象サービスの提供時間には含めることはできません。

（3）短期間雇用の期間、時間数等について

- ・従事する期間や日数・時間数は、1日3時間、週3日、3ヶ月で約100時間を目安とします。

3 県からの補助内容

| 区分 | 補助額等 | 補助率 |
|--------------------------------|---|-------|
| ケア・アシスタント受入経費 (資料印刷代、消耗品費等) | ・受入施設ごとに4,000円 ・ケア・アシスタント1人につき2,000円 | 10/10 |
| ケア・アシスタント活動経費 (雇用期間中の賃金) | ・最低賃金相当額(928円)に補助率を乗じた額 | 1/2 |

4 事業のスケジュール

| 時期 | 内容 |
|---------|--|
| 12月まで | ・実施協議書の提出 ・補助金申請書兼実施計画書の提出 |
| 随時 | ・県、市町、事業者団体及び受入施設における募集PR ・受入施設におけるケア・アシスタントの募集。説明会の実施。 |
| ～3月 | ・任意の3ヶ月間、ケア・アシスタントの受入実施 |
| 4月初旬 | ・実績報告書兼精算書等の提出 |
| 4月下旬～5月 | ・補助金の支払い |